

平成 30 年度やまがた健康づくりステーション  
創設支援事業に係る審査方法

1 審査機関

審査委員会を設置、開催し、厳正な審査を経て、補助する企業・団体等（以下「団体」とする）を決定する。

2 審査方法

各団体から提出された書類について、下記のとおり審査を行う。

(1) 審査項目及び配点

審査項目	配点		審査に当たってのポイント	
	広域集客型	地域密着型		
組織	/	2 0	団体等の適格性	規約等を有し、会計処理が適正に行われていると認められるか
	/	2 0	事業の実現可能性	計画を実施できる体制があるか。提案された事業手法は、十分に実現可能なものか。
施設	3 0	/	利用者等	幅広い年齢層の多くの県民が利用する施設であり、運動するために十分な広さがあるか
事業内容	/	1 0	目的との整合性	提案された企画、事業は目的・趣旨に合致しているか
	2 5	1 0	波及性	幅広い県民の意識の醸成や活動につながる可能性があるか
	1 0	1 0	具体性	具体的な事業内容であるか
	1 5	1 0	効率性	事業内容に見合った適正な経費で積算されているか
	1 0	1 0	独自性	地域の実情や特性に応じ、創意工夫が見られるか
	1 0	1 0	継続性	単発的な活動でなく、次年度以降の継続が見込まれるか

(2) 採点方法

- ・採点は1団体100点満点とし、審査委員の合議により行う。
- ・5段階で別表により評価する。
- ・企業・団体等への助言がある場合も記載する。
- ・審査委員平均の評価点の合計が50点未満の場合は、採択しない。

3 補助団体等の決定

- (1) 審査の合計点に基づき、審査委員会で補助団体を決定する。
- (2) 審査結果は、応募団体及び応募書類経由市町村に文書で通知する。